

各 都 道 府 県 知 事	}	殿
各都道府県選挙管理委員会委員長		
各 指 定 都 市 市 長		
各指定都市選挙管理委員会委員長		

総 務 大 臣

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

第 217 回国会において成立をみた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和 7 年法律第 50 号をもって、本日公布されました。

また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正基準令」という。）は、令和 7 年政令第 87 号をもって、令和 7 年 3 月 28 日に、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正公選令」という。）及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が、それぞれ令和 7 年政令第 200 号及び令和 7 年総務省令第 57 号をもって、本日、それぞれ公布されました。

今回の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）の改正は、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定することを、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成 19 年政令第 122 号）の改正は、公務員給与における地域手当の改定等を踏まえ、国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改めることを、それぞれ目的として行われました。

また、今回の公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の改正は、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院

議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法、改正基準令、改正公選令及び改正規則の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）及び改正基準令による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（以下「新基準令」という。）並びに改正公選令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新公選令」という。）及び改正規則による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の運用に遺漏のないよう、また、新基準法により算定される選挙執行経費の基準額は、通常の場合において国が負担する限度額となるものであるため、各選挙管理委員会においては、事務の合理化に努め、その範囲内の経費で選挙の管理執行を行うよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び同法施行令の一部改正

1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、選挙長等の費用弁償額が次のとおり引き上げられたほか、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額が改定されたこと。（新基準法第4条から第9条まで、第13条から第15条まで及び第17条関係）

区分	改正単価	現行単価
選挙長	12,200 円	10,800 円
投票所の投票管理者	14,500 円	12,800 円
期日前投票所の投票管理者	12,800 円	11,300 円
開票管理者	12,200 円	10,800 円
投票所の投票立会人	12,400 円	10,900 円
期日前投票所の投票立会人	10,900 円	9,600 円
開票立会人	10,100 円	8,900 円
選挙立会人	10,100 円	8,900 円

2 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部改正

- (1) 国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改めること。（改正基準令本則関係）
- (2) 地域手当の支給地域及び支給割合について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第7条第1項の規定により、令和10年3月31日までの期間は経過措置がとられることを踏まえ、同期間は新基準令においても同様の経過措置をとるものとされたこと。（改正基準令附則第2条関係）

3 施行期日等

- (1) 改正法は、公布の日から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）
- (2) 新基準法の規定（新基準法第13条の3の規定を除く。）は、改正法の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用するものとされたこと。（改正法附則第2条第1項関係）
- (3) 新基準法第13条の3の規定は、公職選挙法第30条の3第1項に規定する申請の時の属する日（同法第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあつては、同法第30条の5第4項の規定による申請の日）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用するものとされたこと。（改正法附則第2条第2項関係）

第2 公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の一部改正

1 公職選挙法施行令の一部改正

(1) 選挙公営限度額の引上げ

衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額が次のとおり引き上げられたこと。

ア 選挙運動用通常葉書の作成の公営（新公選令第109条の7関係）

区分	改正単価	現行単価
35,000枚以下の場合 1枚当たり	8円62銭	7円95銭

35,000 枚を超える場合 1 枚当たり	7 円 46 銭	6 円 88 銭
-----------------------	----------	----------

イ 選挙運動用ビラの作成の公営（新公選令第 109 条の 8 関係）

区分	改正単価	現行単価
50,000 枚以下の場合 1 枚当たり	8 円 38 銭	7 円 73 銭
50,000 枚を超える場合 1 枚当たり	5 円 62 銭	5 円 18 銭

ウ 選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営（新公選令第 110 条の 2 関係）

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	61,379 円	56,613 円

エ 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成の公営（新公選令第 110 条の 3 関係）

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	58,114 円	53,601 円

オ 選挙運動用ポスターの作成の公営（新公選令第 110 条の 4 関係）

① 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合

区分		改正単価	現行単価
印刷費	選挙区のポスター掲示場の数が 500 以下の場合 1 枚当たり	586 円 88 銭	541 円 31 銭
	選挙区のポスター掲示場の数が 500 を超える場合 1 枚当たり	30 円 73 銭	28 円 35 銭

② 参議院比例代表選出議員の選挙の場合

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	40 円	37 円

カ 個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営（新公選令第 125 条の 3 関係）

区分	改正単価	現行単価
1 枚当たり	44,403 円	40,954 円

キ 参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営（新公選令第132条の3の2関係）

区分	改正単価	現行単価
1枚当たり	40円＋ $\frac{219,540 \text{ 円}}{\text{法定上限枚数}}$	37円＋ $\frac{202,490 \text{ 円}}{\text{法定上限枚数}}$

2 公職選挙法施行規則の一部改正

公職選挙法施行令の一部改正に伴う諸様式の改正が行われたこと。

3 施行期日等

（1）改正公選令及び改正規則は、公布の日から施行するものとされたこと。（改正公選令附則第1項及び改正規則附則第1項関係）

（2）新公選令及び新規則の規定は、改正公選令及び改正規則の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとされたこと。（改正公選令附則第2項及び改正規則附則第2項関係）

以上